

江戸期農民の税負担

誌名	農林統計研究
ISSN	09161538
著者	浦川, 清雄
巻/号	56号
掲載ページ	p. 1-8
発行年月	1987年11月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



江戸期農民の税負担

——松江藩の年貢徴収方法と農民の税負担——

浦川清雄

江戸時代年代が下るにつれ商工業が伸び、町人の勢力が増大したが、幕府諸藩共にその財政の主な収入源の税は依然として農業であり、負担者の数は農民が圧倒的に多かった。

各藩ごとに、税の名目等には特殊なものがあったが税徴収のための組織、制度、税査定方法等の点ではかなり似かよったものがあった。

検地を行い、耕地の面積を明かにし、石高をきめ、年貢納入責任者を定め、その年々の年貢量を村単位に決定して上納させるといったことはどこの藩にも共通していた。

ただ検地の際手心を加える（ゆるやかな縄打をする、検地の竿にも6尺、6尺3寸、6尺5寸等の差があった）、石盛りもきびしくない等の点ではどこの藩でもそれなりに考慮を払っていたが、その程度には藩により、また同じ藩内でも年次によりちがいがあった。

毎年の年貢量を査定するための検見方法にも大筋では似かよっていたが細かい点には、ちがいがあった。

四公六民、五公五民という言い方は、領主と農民との取り分を示すコトバとして一般に通用していた。4割とか5割とかいう場合その源となる数字は、その村の（農家の）平年生産見込収量（平年基準反収にかなり近い反収当り生産見込量即ち斗代とか石盛と称されているものに面積をかけたもの）、とも言うべき石高があてられていた。

農民にかかる税のうち田畑の土地にかかる税が大きなものであり、当時は年貢として米の物納が主であったから、田にかかる税が就中大きな割合をしめていた。

この石高に免即ち税率をかけてその年の年貢（本税に当たるもので本途物成と言う。）がきめられる。免5ツ5分とは5割5分で石高の55%を徴収することをさす。六公四民とは免6ツ6割を徴収することになる。

四公とか六公とかは地域を平均してみた場合のことで高い場合には7ツ、8ツ、という免があり、一方3ツ、2ツという低い免もある。

斗代、石盛の高い土地即ち生産力の高い土地（石盛りは生産力の外に民力とでも言うべき、地形、地勢、災害の頻度、兼業の有無などごく細かい税負担能力の点まで目をくぼって石盛、石高をきめ、年貢を決定するのが地方巧者の仕事とされていた。しかし検地の折の田の反収として見込んだものがやはり主体となったようだ）、程その免が高いのが普通だった。現在の所得税が収入に比例して高いのと似ている。

江戸時代の農民は苛酷な税負担に苦しんだ。その証拠としては百姓一揆が頻発したという指摘が現在広く言われている感がある。江戸期の農民は虐げられていた、貧乏だという見方は尾を引いて農民は今なお貧しく苦しんでいるという見方は昭和のごく最近まで広く流布し、政策も勢い、その観点から実施されている感のものが多い。

最近になって歴史家の中には、それ程ひどい苛税ではなかったのではと説く人もある。

（「民衆入門」、大石慎三郎、芳賀登、村上直、森谷剋久編）税が重いか軽いかという判定は難しい。

現在、芸能人は収入の8割（正確には何割

であるかは私には分らないが、新聞、雑誌等で芸能関係の人々がしゃべっていたものをうろ覚えに記憶しているもの（だが）も課税されると不満を洩している。収入はその人の働きでまきまきが多いからその8割も税として取上げるのは苛酷だという見方もある。一方税を差引いた残りはその人の収入にふさわしい生活を営み得る程度の余裕あるもので収入に見合った税負担は現在の社会制度では当然のことだと言う人もある。収入にふさわしい生活を維持するための費用といった点になるとどちらにも言い分があり議論が分れるだろう。税とはそうした性質のものだが、税を差引いた残り、営む生活がやっと生きているといったギリギリの生活水準なら、やはり税は苛酷だということになる。

そうしてみると税が重いかどうかという判定はやはり個々の家での経済収支の状態について論じなければなるまい。

税が収入の何割に当るか、残りはどれ程かを究明するには、まず収入、税の総額をはっきりつかむ必要がある。江戸時代税負担は、前記の田畑の土地にかかる本途物成が主なものだがその外に附加税的なものとして、口米、欠米、夫米があり、そのほか生産物や用益にかかる小物成（雑税）があり、村費への負担もある。

収入の方も米以外畑からの収入がある。蔬菜のほかタバコ、わた、麻といった特用作物や、それ等の加工品もある。これ等のものは年次が下るにつれ増加しているだけに地域によっては見逃し得ない。

以上のような点を、農家経済の事例を手がかりにその農家の所属している藩の農政面の資料もさぐり、明かにした上で当時の農民の税負の実態を明かにしたい。

税負担の軽重は、あるいは相対的に見て判断すべきかもしれぬ。どこの藩がどこの藩より重かった、軽かったということできめるべきものかもしれぬ。その点できるだけ沢山の

農家事例とそれが属する藩の農政事情を明かにする必要があるが一藩の農政実態に通暁することでさえ容易なことではない。数藩ということになると私には不可能に近い。ただ立前としては数多くの事例に立っての判定がどうしても必要だという原則にできるだけ近づきながら年貢問題を検討してみたいというのが私の気持である。

本稿では松江藩の事例を取り上げる。

松江藩の農政面については「地方問答記」、
「伝法記」「免法記」「田法記」や原伝氏の「松江藩経済史の研究」を参考とし、島根県図書館の御好意により、山口正志氏の「近世前期松江藩の農民支配について」と「農政割記」のコピーにも目を通すことができた。

是等資料の中には、年貢問題究明には欠かせぬいくつかある問題の中で、縄延びの点と、枡のことについての記載があるので取り上げた。さらに以前から興味を抱いていたこの藩の輪（統計事務所で設定している調査区にきわめて類似している）についても併せて述べてみたい。

松江藩における年貢徴収方法

石倉思敬の寛政年間の写本「伝法記」によると「直政様（松平）寛永15年2月出雲国拝領遊ばされ明暦3年迄20年間地方役人と申儀無之毎秋土列御徒御勘定方被差出候面地改立毛見分大荒目に詰合畝引等にて御成稼相究候由百六年以前萬治元年初地方立法相極候役人出来只今之通辻見立見之法相成候由、地方御役岸崎左久次、湯本源左衛門……其節之地方者之工夫を以相立候内……」

これで見ると明暦（1655）～萬治（1660）頃に松江藩の徴税大系の基礎がつくられ年代を重ねて精密のものになったようである。

山口正志氏の「近世前期松江藩の農民支配について」の文の中に松江藩の年貢査定方法について詳細な記述がある。その記述されているところの概要を示すと、同藩では、古く

は平年作、豊年の時は検地の時にきめた石盛より多くとれた分は百姓の徳分とし、不足の時はその分石盛から控除するやり方だった。明暦年間になって石盛りを無視し有毛の毛見の見込反収毎によせ集め、そのグループ毎の坪刈の収量で修正したものを積み重ねることで年貢量を決定した。

(この方法は享保年間幕府の勘定奉行神尾若狭守の申立により直轄地内で実施するようになった有毛検見法=五合摺、五公五民=に類似している)。

この方法は百姓の増産意欲を失わせるということで改めて行われるようになったのが、輪切帳を使用する方法で、以後明治になるまで引き続いた。

これは輪(統計事務所を設定した調査区によく似ている。)を使用して年貢査定を行うもので、輪は地味の同じような田を一緒にしたものでその面積は一定していない。

年貢査定のためだけの調査区である。

山口正志氏の文の中に掲載されている、下出雲郷村の輪の状況を示した表を次に転載す

出雲郷村における輪

村	分	輪	田面積	分米	平
下出雲郷村	西分	畑作之畝	25 ^セ 00	3 ^石 400	
		大縄手輪	1232. 21	134. 263	1 ^石 08168
		姫津輪	1057. 24	120. 191	1. 13624
		恵比須輪	1119. 06	126. 479	1. 13008
		計	3434. 21	384. 333	
	東分	畑作之畝	15. 00	1. 750	
		五反田輪	821. 21	93. 630	1. 13947
		江戸夫輪	1139. 18	148. 865	1. 30629
		(以下略)			

山口正志「近世前期松江藩の農民支配について」より転載

る。

表で見ると村をいくつか大きく区分してこれを分とし、さらにこの分を小さい区域においてそれぞれの小地域を輪と称している。この村の輪は表で見ると2町歩から11町歩位の面積である。分米はその輪の平均収穫見込量(輪の石高で平均斗代に面積をかけたもの)。

平しはその輪の平均反当斗代(石盛)で平年基準反収に近い。

その年の坪刈りによる反収と予め輪切帳に記してある輪毎の平しとの差をよせ集めて、分の分米に加減して年貢量をきめた。

松江藩では村より一段と下の段の分が年貢賦課の対象となっている。

「免法記」によると「輪切り大積りを以捨り

を遺し高百石に拾石廻之不足は百姓之損分、本高より出来増候分は百姓之徳分にきめ候間手柄次第に精を入田畑作り増し得と申付」

とある、即、輪について坪刈りを行いそれを基にして平し…輪の基準反収と比較、それを積み重ねたものが分の基準収量より多い時は増加分は百姓の徳分となる、逆に不作の年の場合は高百石に10石—1割以内の減収の範囲なら百姓の損として基準収量分を上納する。…1割以上の減収の時はその分基準収量より控除して年貢を納める。

これで明かなように輪はその年の年貢量を決定するための最下位の単位区であり、年貢をとる側にとっても納める農民の側にとっても重大なかわりがあった。

輪がいつの時代に設定されたか明かでない

い。「田法記」の著者岸崎佐久治はこの本の末尾に……「今年天和2年(1682), 戌秋迄耕作之道を覚事, 都而三拾有年積而筆を留畢」と記しているが「田法記」の中の検地心持之事の項に輪切の字句が見えることからして輪は天和2年には存在していたことが分かる。

松江藩の地方農政は, 萬治元年(1658)に始まるといった記載を見ると, 輪は萬治から天和の間に岸崎氏等の地方巧者により案出されたものだろう。

その年々の収穫量を査定する場合, 小さな地域毎に判定しそれをよせ集めるというやり方は現在時点で考えればごく普通のことだが, 300年前, 徴税の組織がやっとできたという様なごく初期に片隅の小藩(直政入封の頃は18万6千石だから中藩か)で考えだされたことに驚く。他の人にはそれ程のこととは

思われぬかもしれぬが, 作報の名で終戦後デビューした折, 我々が掲げた旗印はランダムサンプリングであり, 供出量を決定する作況調査でサンプリングにより抽出して調べた調査単位区は, この輪の現代版の輪だと思った私は, 以後輪に少なからぬ興味を持った。

単位区を設定した部の当時の人々が松江藩の輪の知識があり, それを土台にしてつくり上げたものか, 偶然の一致か, 当時のことを知っている諸兄の単位区設定迄の顛末を知りたい。

「免法記」の中の年貢徴収の事例

「免法記」は, 寛文2年(1662), 岸崎佐久次が書き貞享3年(1686) 福見興次右衛門が補正している地方書として松江藩のものとしては最も早い時期のものである。

地方書の範疇には入るが, 内容は, 1番か

上高120石	斗代1石の地の年貢, 生産費の表	
竿高100石	田10町 但1石代	
○ 物 成	53石・7斗・7升・3合	竿高5ツ3歩8厘, 上高4ツ4歩8厘
○ 口 米	1・0・7・5	物成100石ニ付2石
○ 夫 米	7・2・	竿高100石ニ付7石2斗
以上 計	62・0・4・8	蔵上納
△ 人夫 2500人	25	荒起シヨリ刈上マデ1反25人
△ 種 米	5	1人ニツキ1升ツツ貸飯米
○ ヌカ, ワラ其ノ他	・3・6・5	此粃10石1反=1斗(粃)
○ 愛 宍 米	・3・6	此丁銀13匁7分 米1俵=銀15匁
△ 耕作農具入用	2	竿高100石ニツキ3升6合
△ 米百分分こなし俵拵	4	
○ 欠 米	1・5・5・1	此人夫400人, 1人ニツキ米2升5合ツツ拵=メ 1人ニツキ納1升ツツ貸飯米
引小以	37・9・5・2	成米62石4升8合ノ欠米
二口メ	100石	成米1石ニツキ欠米2升5合ツツ
※「免法記」ヨリ転載 (近世地方経済史料第6巻集録)	註1. ヌカ, ワラ其ノ他ハ量, コモ, 綿銀, 餌丈銀, 面判銀10匁8分ト裏判銀2匁(面判銀, 裏判銀共ニ藩札)	左欄人夫以下欠米マデノ計
	註2. 愛宍米 由来不明ナルモ古クヨリ徴収	62石4升8合ト37石9斗5升2合, 計
	註3. 税負担合計(○印) 64石	
	註4. 経営費計(△印) 36石	

ら21番まで斗代（石盛）1石7斗のものから5升づつ下がり最後は7斗までの21の表から成り立っている。表の末尾に斗代1石、田面積10町歩、竿高百石の村でその年150石と50石の増収見込まれた場合、増収した50石分の総年貢量は斗代1石5斗の表により算出する手順を示している。即ちこの表は、地方役人が総年貢量を見出すための早見表的なものである。

斗代1石、10町歩、竿高百石の場合の年貢及び耕作費用を示す。

斗代1石7斗から7斗代まで同じような表で、このうち夫米竿高百石につき7石2斗、糠藁その他の3斗6升5合、愛宕米3升6合、耕作農具入用2石、米百石分こきこなし俵拵4石の5ツは斗代や面積がちがっても変わらず一定である。

上記の表で物成口米等○印を付したものは本税とその付加税であり計64石は総年貢量（村費は含まない）であり、種米、農具入用等△印はいわば生産費に当たり計36石である。

総年貢量と生産費との計百石で、これでは、百姓の作徳分は全く見込まれていない。「農政割記」の中に「繩検地ハ3割延ニシテ竿之2割半延ト鈎合也、延ナケレバ百姓立タズ是古来ヨリノ検地之作法也」とあり、松江藩ではこの延面積に当る部分からの収穫を百姓の取分としていた。

原伝氏は著書「松江藩経済史の研究」の中で、その松江藩の延畝の方針に従い、上田斗代1石7斗と下田7斗代の場合につき生産量、租税、所得の計算を行っている。

その方法に準據して斗代1石、10町歩の場合の前記の表について計算してみると次の通りになる。

繩延び2割5分とすると田10町歩の実面積は12町5反であり、収穫高は125石になる。

生産費と税額はそのままだから
収入125石

支出 税 64石 生産費36石 計100石
所得 25石

収入に対しての総年貢の割合 $64/125 = 51.2\%$ 。又上田（斗代1石7斗）ではこの割合は61.1%（税76石3斗6升）

下田（斗代7斗）では40.9%（税51石1斗6升）である。

上記の例では本税の外口米夫米欠米の付加米の他愛宕米（「地方問答記」や「伝法記」には何時頃からのものか分らないとしている。一種の夫米か）、糠藁は武士達の馬の飼料を恐らくは現物上納していたものが金納に変化したものか、豊薦綿銀は「免法記」の末尾に「ゴザや麻、木綿、たばこ等をつくっている場合は、其売立銀を積り米に直しその十分の一か廿分の一の米を其村の高に割云々とあるのをさすものか。農産物加工品に対する小物成か即ち当時徴収されていた各種の税をほとんど網羅しているようである。

ただ村費に当たる村入用が計上されていない。ここでは延びが大きく影響しているが、「伝法記」「地方問答記」の説明によると、竿高。是は反畝に斗代かけ分米出る則竿高也上高。是は上古は6尺5寸竿、当時は6尺3寸竿、故に5寸竿受之村は2割上りて取故に上り高という。今は都而上高也云々。

「免法記」に「延は原手筋大概平均2割半、山奥谷奥、就中郷中を放れたる山奥などは3割4割にも相成可村中総平し2割7、8分大概如斯云々」と管内2割半以上の延びがあると説明している。

「農政割記」の中の年貢徴収の事例

前記の「免法記」の事例に類似しているが、「農政割記」は貞享4年（1687）～寛延元年（1748）間の松江藩の農政に関する事項を集録している。その中に記載されている事例であるから「免法記」のものより27～88年後代のもので多少の変化があることと、枅について記載があり、取り上げて検討してみ

る。

「割記」の末尾の方に前記の「免法記」にある表のうち斗代1石7斗と斗代7斗の二つの表を、百姓物入之覚と題して集録している。

その表に続いて

「又云田畑高百石前作候百姓日損水損なし、中位之年並にして大積之覚」

という前書をつけて収支の表をのせている原文

「1.米百石 納枿。

田畑斗代平シ高百石分之出来立ニシテ

米5石 延畝5歩、出来

但大概延畝2割半ニシテ2割

ハ上り高ニ差引候而如斯、若

3割モ延畝有之候得ハ又5石

増候

二口メ 105石 出来米

内 55石 物成 免5ツ5分トシテ

6石1斗7升夫米1ケ月高

=5斗充 3年

=閏月1度有之

ヲ平シ込テ如斯

6石2斗2升3合口米

小以 62石3斗9升3合 御年貢上納筋

残 42石6斗7合 百姓分ケ米取分也

但し京升ニシテ 47石2斗9升4合

内

16石 諸役目

免ニシテ1ツ6分2合

御年貢共ニ京升免8ツ5分2合

村々免之高下ニヨリ違申1ト

但山札米、屋敷米、万小物成米払

諸色入料追欠、或ハ大豆口、雜穀口

郡中割庄屋足給、下役人小廻給

諸事地下小つなぎ年中之役目

25石程 作入用

但下男5人駄飼共ニ、下女2人給扶

持並農具ニシテ諸色入用農人ハ飯米

1日ニ1升モ給候得共雜穀取合給申

物故右之積リ也

残 6石2斗9升4合 作徳手取米

但シ是ニ而高百石モ作候百姓家内諸

色入用共ニ渡世可仕様ハ無之候得

共、木わた或いたばこ、麻、胡麻、

牛糞等大分代物ニ成候物を作り畑之

年貢ハ田ニ而上納過半畑方ニ而渡世

仕其上竹木山かせき又は蠟実、楮を

つくり紙をすき、ごぎを打色々之余

力を以取続申以、勿論田方ニ而ハシ

いな粉米、糞等大分之拘りに相成候」

前記の「免法記」の中の表にもとずいてその延畝の部分の収穫を作徳分として計算を現代になって原伝氏が行なっているがこのやり方は古く「農政割記」の時代に計算していることが上記の事例で分る。延畝の分を百姓の作徳分と見なすというやり方は藩の初期から藩内全部にわたっての考え方だった。

「免法記」のものちがうのは、夫米が「免法記」では竿高百石には7石2斗だったのに対し「農政割記」では6石1斗7升と減少している。又口米が物成百石に付2石充とあったものが物成と夫米の合計したものについて百石当たり2石の割で徴収している。

延畝の分として5分で5石だけを見ているが説明として2割半の延畝が普通だが2割は上り高に差引候かくの如しということは、上り高竿高の区別をなくし上り高1本にしたという「地方問答記」の記事があるが、上記の例は竿高上り高の区別がなくなってからのものだろう。

この年貢のところでは納枿と断っている。

古く各地方ではそれぞれ勝手な寸法の枿を使用していたが秀吉が全国的な検地を実施する際に、京都地方で当時一般で使用されていた枿を用いることとした。京枿と称せられたものがこれである。家康が幕府を開いてからもこの方針は踏襲し京枿を全国共通に使用すべきものとして枿座を設けここでつくらせた枿を直轄地ばかりでなく各藩にもそれに従う様に命じた。この京枿は初めは、方5寸深さ

が2寸5分だっただけが寛永の初め広サ4寸9分深サ2寸7分の64827立方分(メートル法に変更されるまで引き続いた昭和の頃の1升枧の寸法ものになった。

京枧の使用を幕府は全国に徹底させたが古くからの枧はなお依然として暫くの間は引き続いて使用されていた。

藩によっては年貢を収納する場合にはかる枧は納枧といい、払い出しする枧を扶持枧、(払い枧)といい前者はその寸法が大きく、商人がごまかすようなやり方を藩が公然と行っていた。

「地方問答記」によると「老人扶持1日5合、右納升にして4合4勺6才4、京枧にして4合9勺5才5。納枧1升ハ京枧にして1升1合1勺、扶持枧1升は納枧にして8合9勺2才、京枧にして9合9勺1才、町枧1升は京枧にして9合2勺5才」とある。即ち納枧>京枧>扶持枧>町枧ということになる。扶持枧は藩が武士、町人、農民を不問藩から現物で支給する場合に使用したもの、町枧には説明がないのではっきりしないが、民間での特殊な物の取引に使用されたものだろう。

このように使用されている枧が乱雑だったのは松江藩だけではなく、加賀藩の枧については五十嵐篤好が対馬藩では陶山鈍翁がそれぞれの藩の枧のことについて取調べたものを書き残している。現代では宝月圭吾氏の「中世量制史の研究」があり、小泉袈裟勝氏の「枧」がある。

「農政割記」の表に戻って、同じ表で納枧と京枧と二種の枧を使用して説明しているが、当時なお上納の時は納枧を使用、一般民間では京枧の使用が普通の状態であったものをそのまま示したものと受けとれる。

表の中の諸役目の説明の、山札米は「野山同然の御立山薪をとる役米、札老枚に米5斗納」屋敷米「何かの理由で百姓取潰しとなり、その屋敷地畑とされた折屋敷にかかって

いた税を村1本に割り当てたもの」、追欠は「納入し翌年夏目減りした分を追加上納する」とあり、「免法記」の事例の欠米に当るものか。諸役目として上げている16石は、小物成の雑税や村費分も総括したものと認められるようである。

これは全部農民の負担となるからこの16石分を(京枧で16石は納枧で14石4斗1升4合)本税分に加えると76石8斗7合になる。

収量105石に対し73.14%に当たる。

この「農政割記」の事例では斗代を示していないが免5ツ5分としている。この免に近いものを「免法記」の表で見ると竿高百石、免5ツ5分1厘斗代1石5升がある。

この斗代1石5升の表では物成+口米+夫米の計は63石4斗5升3合で「農政割記」の62石3斗9升3合より少し多い。

同じく延畝5%とすれば収入に対し「免法記」60.4%、「割記」59.4%で1%の大差がない。

これに他の付加税分として「免法記」では、糠藁分、愛宕米、欠米を加えたものは65石4斗40升、「割記」の方諸役目分を加えたもの76石8斗7合と両方の差が開く。「免法記」の方には村費分に相当するものが含まれていないので両方の差が年次による差とはいえないが、「割記」の場合では総年貢量は高に対し76.9%、延び5%あると見て収入105石に73.1%で収入の7割以上が年貢にとられることになる。延びが2割5分の場合なら61.4%で、6公4民に近い。松江藩の場合では、この延びが著しく農民の作徳に影響している。ぼう頭に「大概延畝2割半ニシテ2割ハ上リ高ニ差引候而如此。…」という文句の下に延畝5歩だけ見て105石の収入としている。

前記の如く、松江藩では検地の時に使用した竿の長さにより竿高村、上り高村の区別をし旧竿使用のものは上り高として2割高に見ている。これは当時の藩主が領地の石高を増

加を希望したことによる（石高の高低は大名の格につらなる為領主の中には無理をしても石高をあげようとする傾向があった。御手伝的な治水工事等の場合は逆に石高の高いことはマイナスの事が多かったが領主の虚栄心がそれを上廻ることがあった）。

免の方は上り高の場合には引き下げて年貢の増にならぬようにして百姓を納得させたとされている。この上り高竿高の別は後年廃止している。「割記」の事例ではこの廃止後のものだろう。「2割は上り高＝差引候」の文句が、上り高廃止に伴って免を上り高では引き下げること取り止めにしたのかどうか分らない。石高、（面積）の変更、免の変更によって2割5分の延びは5分しか見込めないようになったことを意味するならひどい徴収の強化という事になるが、ハッキリしない。

む す び

松江藩は年貢査定に当り村内を細分した地域輪で判定したり、百姓の作徳分は、検地の時の延びの部分を担当することにして年貢をとるといったやり方は、他藩の場合に比べるときわめて細かい点まで考えた徴収方法である。

詳細な査定方法が即年貢が重いということにはつながらないにしても網の目が細かいということは、もれを少なくしているという点できびしいやり方だと見られよう。

「農政割記」の例で見られた収穫量に対し年貢量の割合73.1%は収入の7割以上を税として取上げるといふ点で前記の現代の芸能人が8割以上も課税されるのは不当に高いといふ見方に立てば高いということになる。

差引して残された所得での生活が問題だとしたが、「免法記」、「割記」いずれの場合にも家計費の記録がない。

ただ「農政割記」の場合年貢が73.1%だから残り26.9%が経営費と家計費に充当される。この中作入用25石程としているから生産

費分としてみると21.5%になる。残り5.4%が、家計費の分となる。

作入用25石程は、ごく内輪に見たものというがついているが家計費分がその生産費分の四分の一にしか当たらないということはギリギリの生活をよぎなくされていることを示すものだろう。「農政割記」では末尾に「これでは渡世出来ようもないが、木わた、たばこ、麻、胡麻、牛糞等は大金になる。畑の年貢分は田の年貢分ですませ、（全国的に、畑年貢は田の年貢よりずっと軽いのが普通である。）畑からの収入で家計を営みその外竹、蠟実、の外楮をつくり紙をすき、ごぎを打つことによる収入を得るようにすればやっていける。」といった説明を加えている。

これから見ると、主たる生産物の米はほとんどが年貢として徴収され辛うじて畑の生産物に依存しての生活であることを物語っている。畑からの生産物や、農産加工的なものの収入がどれ位の割合になるかはっきりしないが末筆に特筆しているところから見ると松江藩でも地域によりこの種のものの収入がある程度家計を潤すようなところもあったことを示している。又「農政割記」で事例として取り上げたものが、上農か中農か下農かということが問題だろう。断定はできないが免5ツ5分としているのをみると「免法記」の表では、斗代1石5升面積9町5反2畝歩の規模のものに近かく、中、乃至中ノ上のようなものである。

以上で松江藩の徴税は苛酷であった。それ程でもなかったという判定いずれに入るかは、なお問題が残る。

他藩の事例の究明を行い、相対的に松江藩のそれが重かったか、軽かったかという形で他日改めて判定してみたい。

盛岡市青山4丁目43-1

無職 浦川清雄 79才